

景観法に基づく届出について、郵送でも受付を開始します

景観法に基づく届出書の提出について、窓口のみの対応としておりましたが、市民サービス向上のため、郵送でも受付を開始いたします。

郵送時に必要な書類

・届出書 2部（正本・副本）

※書類に必要な添付図書は、別紙をご確認ください。

・通知の郵送による返送を希望される方は、返信用封筒（切手を貼ったもの） 1枚

審査結果通知書及び副本をお送りいたします。

※郵便事情による遅延や紛失について、当方はその責を負いかねます。

可能な限り、特定記録等の発送確認や追跡サービスのある方法をご利用ください。

郵送による届出の流れ

1. 電話やEメール等で事前に問合せください。

届出を郵送する前に、書類不備等で何度も郵送のやり取りをすることがないように、電話やメールにて、事前に問合せください。

北九州市 都市戦略局 都市再生企画課 電 話：093-582-2502

メール：toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp

2. 書類を郵送にてご提出ください。

郵送の場合は、市への書類到着日が届出日（書類に不備や訂正等ある場合は、これらが整った日）となりますので、届出日の欄は空欄にて提出ください。余裕をもった届出をお願いします。（着手予定日は、書類到着日の翌日から起算して31日目以降の日であること）

書類到着後に電話確認をいたしますので、連絡先を確実に記入してください。

郵送先 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市 都市戦略局 都市再生企画課 宛

3. 提出書類の内容を審査し、景観計画に適合すると認められる場合、通知を発行します。

郵送による返送を希望される方へは、お預かりした返信用封筒を用いて通知書と副本を郵送いたします。

届出に必要な添付図書

種類	縮尺	備考
景観計画区域内行為届出書	—	・届出日は空欄で提出
付近見取図	1/2,500 以上	・行為地の位置や周辺の状況を示す
現況写真（敷地・周辺）	—	・当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真
配置図	1/100 以上	・行為地の形状及び寸法 ・届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物 ・植栽、樹木や隣接する道路の位置等 ・現況写真の撮影位置及び撮影方向
立面図（4面彩色したもの）	1/50 以上	・建築物又は工作物として図示された部分に実際に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示を記載
平面図	1/100 以上	その他図書
断面図	1/100 以上	
完成予想図（パース等）	—	
外構計画図	1/100 以上	
広告物図面	1/50 以上	
色見本	—	
その他	—	